

第19回紀の川流域委員会

議 事 録

暫定版（一部発言分が未確定）

日 時	平成16年 3月 9日（火）
	午前10時00分 開会
	午後 0時50分 閉会
場 所	アバローム紀の国 2F 鳳凰の間

第 19 回 紀 の 川 流 域 委 員 会

議 事 次 第

日 時 : 平成16年3月9日(火) 10:00~13:00

場 所 : アバローム紀の国 2F 鳳凰の間

1. 開 会

2. 審 議

今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料【直轄区間】(第2稿)

その他

3. そ の 他

一般傍聴者からの意見聴取

4. 閉 会

【 資 料 】

- ・今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料【直轄区間】(第2稿) (資料 - 1)
- ・今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料【直轄区間】(第1稿・第2稿 対比表)
(資料 - 2)
- ・今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料【直轄区間】(第1稿)に対する意見と回答
(参考資料 - 1)
- ・今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料【直轄区間】(第1稿)に対する委員からの意見
(参考資料 - 2)
- ・今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料【直轄区間】(第1稿)に対する
アンケートの自由記述意見 (参考資料 - 3)
- ・大滝ダムの建設に関する基本計画(第5回変更)について (参考資料 - 4)

第 19 回 紀 の 川 流 域 委 員 会 議 事 録

〔午前 10 時 00 分 開会〕

庶 務

定刻となりましたので、紀の川流域委員会第19回委員会を開催いたします。司会進行は、庶務を担当いたします和歌山河川国道事務所の調査第一課が務めさせていただきます。私は調査第一課長をしております和佐でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初に本日の資料の確認をさせていただきます。受付でお渡しいたしました座席表。黄色の A 4 のペーパーで、発言にあたってのお願い。本日の議事次第。今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料【直轄管理区間】(第 2 稿)、資料 - 1 でございます。今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料【直轄管理区間】(第 1 稿・第 2 稿 対比表)が資料 - 2 でございます。今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料【直轄管理区間】(第 1 稿)に対する意見と回答、参考資料 - 1 でございます。今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料【直轄管理区間】(第 1 稿)に対する委員からの意見、参考資料 - 2 でございます。今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料【直轄管理区間】(第 1 稿)に対するアンケートの自由記述意見、参考資料 - 3 でございます。大滝ダムの建設に関する基本計画(第 5 回変更)について、参考資料 - 4 でございます。それに本日、岩畑委員の方から提供資料として A 4 両面焼きのペーパーをいただいております。以上 9 点が本日の配付資料となっております。

不足の資料がございましたら挙手をお願いいたします。調べさせていただきます。よろしいでしょうか。

また、本日は後ほど一般傍聴の方にもご発言の時間を設けておりますので、ご発言の際は発言にあたってのお願いをご一読いただければと思います。確認のために読み上げて説明とさせていただきます。A 4 の黄色のペーパーでございます。

本日は、後ほど一般傍聴者の方からの発言の時間を設ける予定ですので、審議中についてはご発言をご遠慮願います。第 1 回紀の川流域委員会において決められた公開の原則に基づき、発言の内容については議事録を作成し、公開する予定です。一方、プライバシーに配慮することが決められていますので、発言される際は、発言の都度、冒頭で次の内容をご発言いただきますようお願いいたします。必ずマイクを通してご発言してください。1 つ目はお名前、ご住所あるいはご所属名、議事録へ個人名を掲載するかしないか、議事録へご所属名を掲載するかしないか、議事録の公開前に確認を必要とするかしないかの確認をとっていただきたいと思っております。

なお、本日は、安藤委員、石橋委員、山崎委員から欠席という連絡をいただいております。また、本日 J R 阪和線の事故がありまして、京都方面から来られる委員は若干おくれておりますので、紹介だけさせていただきます。現在、本委員会は委員総数 23 名中 18 名の出席がありますので、本委員会規約第 3 条第 3 項により成立していることを報告いたします。

また、前回の委員会以降、人事異動によりまして河川管理者の方で変更がございます。紹介をさせていただきます。近畿地方整備局で坪香河川部長の後任で来られております宮本河川部長でございます。

宮本河川部長(国土交通省 近畿地方整備局 河川部長)

宮本でございます。よろしくお願いいたします。

庶 務

和歌山河川国道事務所平井事務所長の後任で来られてます大槻事務所長でございます。

大槻事務所長（国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長）

大槻でございます。よろしくお願いいたします。

庶務

庶務からは以上でございます。それでは、中川委員長、よろしくお願いいたします。

中川委員長

本日は、委員の皆さん、朝早くから大勢お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、時間の関係から議事次第にのっとって進めていきたいと思えます。初めに、議事でございます「今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料【直轄管理区間】(第2稿)」というものをお配りしておりますが、それからでございます。

紀の川流域委員会は、紀の川の今後おおむね30年の具体的な河川整備の内容につきまして審議してまいりました。前回18回の紀の川流域委員会は、関係住民の方々の意見の聴取についてと、今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料というものにつきましてご審議をいただいたわけでございます。また、委員の皆さんには、年末の非常にご多忙な中、今申しました紀の川の河川整備に向けた説明資料とアンケート、パンフレット、そういうものにつきましてご確認をいただき、ご意見を寄せていただきました。ありがとうございます。

この審議内容をもとにいたしまして、河川管理者は自治体及び関係住民の意見聴取を行って、今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料(第2稿)、第1稿と第2稿とを比較修正した資料もお配りいたしておりますが、これを作成いたしました。本日は、この資料を河川管理者側から説明していただいて審議してまいりたいと、存じております。また、この第2稿につきましては、本日いろいろご議論を願った上で、これまでの紀の川流域委員会での議論を取りまとめたというふうにご考えておりますので、ご承知おき願いたいと思っております。

それではまず、河川管理者から「今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料【直轄管理区間】(第2稿)」についてご説明をお願いしたいと思います。それでは、所長の方からご説明をお願いします。

大槻事務所長（国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長）

ただいまご紹介いただきました和歌山河川国道事務所長の、大槻でございます。本日は、ご審議方、また委員の皆様よろしくお願いいたします。

今委員長の方からご紹介ありましたけれども、本日は、「今後の紀の川の河川整備に向けた説明資料【直轄管理区間】(第2稿)」について説明をさせていただきたいというふうに思います。

<< 資料 - 1 説明 >>

中川委員長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明になった説明資料(第2稿)というものにつきましてご質問あるいはご意見ございましたら、どうぞおっしゃってください。

梅田委員

私は毎日新聞で川の連載をやりまして和歌山県の川を回っていらっしゃたら、ダムができて水が濁ったという話が非常に多かったんですが、あの透明度というのは取り戻せないものですか。それが1点です。それと、高浜虚子なんかやり始めた「ホトトギス」、これは流域委員会と非常に離れて

いるようなんですが、実はこのメンバー、だから、高浜虚子の孫に当たる稲畑汀子さんたちグループが、那智の森を守ろうというふうな運動を立ち上げられたんです。だから、すいません、お役人をお願いしても全然何の反応もないので、我々文化人がやっぱり森を守るということを始めたいということで始められました。また詳しい資料が来たら建設省の方にもお届けしたいと思いません。

それで、最近非常に感動した記事の中で、龍神村が100年かけて森を杉、ヒノキだけでなく広葉樹林に変えていくという話。やっぱりこれも、森を守るという、森林を守る一つだと思いませんけれども、先ほどから聞いておりまして、やっぱり治水上の関係からか木陰がない。木陰がないというのは、やっぱり川にできる限りの情緒というものがあればというふうに思っております。以上です。

中川委員長

はい、どうも。それでは、今のご質問がございましたが、何か所長の方からお答え願えますか。はい、河川部長。

宮本河川部長（国土交通省 近畿地方整備局 河川部長）

ダムによって濁水がふえると、濁りがふえているんじゃないかと、どうしたらきれいになっていくんだということのご質問やと思えますけれども、洪水の後で、どうしてもダムの中に上流からのいわゆる濁水がたくさん入ってまいりまして、それがダムがなければそのまま流れていくんですけども、ダムで一たん止めるものですから、どうしてもその後の放流の中で濁水が長期化すると、濁りが長期化するという現象が確かにございます。

これは我々も非常に気にしておりまして、そういったものにつきまして現在のダムは選択取水設備というものを持っておりまして、一たんダムの中に入った濁りがだんだんと下の方に沈んでいって、上の方が上澄みができるというのはございます。だから、できるだけ濁りの少ないところから選択的に水を放流していこうというふうな施設をつくって、できるだけ濁りを長期化させないようにしたいというふうに思っているところでございます。まだこれはしかし、決してそれはダムがないときに比べて万全ではないと思えますけれども、そういった工夫をやっているということでございます。

中川委員長

ありがとうございます。それでは、どうぞ。

今中委員

今中です。先程のアンケートの集計についてであります。このアンケート集計においては大変なご苦労があったと思えます。このアンケート調査は、住民の河川に対する関心度あるいは意識調査というふうなことにもなり、今後の河川整備の策定に対してもいろいろと参考になるかと思いません。

そこでお尋ねしたいのですが、過去に氾濫あるいは洪水を受けている地域の方々の認識度としてのこのアンケート集計で、資料-1の12ページを見ていただきましたら、ここには各市町村の地域図が出ておりますが、黒滝村という地域を見ていただきますと、これは紀の川流域とは離れておるわけですね。それに対して吉野町、この地域は伊勢湾台風で非常に大きな被害を受けた紀の川流域であります。吉野川、すなわち紀の川に直接接した所なのです。

そこで、このアンケートの結果なのですが、20ページのアンケート集計結果には、吉野町の方々の意見としてのデータが何にも出ておらないということですね。黒滝村は16年3月現在で戸数が

449軒で、吉野町は16年1月現在で戸数が3770軒です。黒滝村のアンケートが吉野町より非常に多く出ており、吉野町が全く出ていないということは、回収が全くないか。または、吉野町民の方々の河川に対する認識度が少ないのではないかと思えたので、それが良いとか悪いとかいう意味じゃないのですが、黒滝村と吉野町を対比したことについて疑問を感じたことですので、その辺の事の説明をよろしく願いいたします。

中川委員長

はい、どうも。どうぞ。

大槻事務所長（国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長）

今中委員、ご指摘ありがとうございました。先ほどちょっとご紹介したんですけれども、アンケートについて、2月23日ぎりぎりまでアンケートをお願いしておりまして、実はまだ回収の途中でございます。ですから、吉野町についてアンケートの回答がなかったというのではなくて、分離するのがちょっと間に合わなかったというところがありますので、これについてはちょっと先ほどご紹介いたしましたけれども、アンケートの収集した内容については引き続き分析してまた改めてご紹介したいというふうに思いますので、きょうのところは、後日ご報告させていただくということでお許しいただければと思います。

今中委員

わかりました。

中川委員長

はい、どうも。はい、どうぞ。

岩畑委員

岩畑です。ちょっと今のスライドで私の方の意見が出なかったのは、私が一番この意見書が遅くなりまして、資料の一番最後に大きな活字で印字されております、これについて、今回の素案に対する意見書についてちょっとお時間をお借りしてお話ししたいと思います。

といいますのは、私はなぜこの意見書がおくれたのかということなんですけれども、昨年12月9日でしたか、18回紀の川流域委員会はたまたま私はちょっと個人的なことで欠席せざるを得なかったんですけれども、実はその後、最近ここ先週まで、この河川整備に伴う工事の費用の金額的なことが全国的なところで発表されました。12月9日以後、都度、新聞並びに情報で金額についてのことが発表があったわけなんです。それで、それは私の方でA4用紙1枚、資料をお手元の方へ配付させていただいたんですけれども。

一つには、昨年12月なんですけれども、関東群馬県の八ツ場ダムなんですけれども、ダムの事業費が突然はね上がると。これは実は突然でもなくて、その前に皆さんもう既に御存じのように、有名な岐阜県の徳山ダムが1010億円の工事増額が提示されました。それで、名古屋、愛知県県民の方が非常に驚いて、1000億円の追加工事というのはどういうことやということで、非常に我々の方で関心を寄せたわけなんですけれども、これは夏でしたけれども、12月になると群馬県の八ツ場ダムが倍以上、2100億が4600億というとてもない金額が突然発表されたわけなんです。2540億円から3550億円が徳山ダムですね。そういうことを聞くにつけ考えるについて、我々は今までこの過去2年半にさかのぼって紀の川流域委員会と、お隣の大阪では淀川流域委員会ということでこの河川整備に伴う議論をしてきているわけなんですけれども、私もそれにのっとった意見書を書けばいいのかなというふうに考えてました。しかし、ここにこういう形で昨年から今年にかけて、

こういう莫大な費用が河川整備に伴う工事について回ってきているということは、前回の18回以前の問題として私も認識がありませんでした。それは、突然工事が倍額になるということは私たち国民がすべて知らないことだったわけなんです。

それで、宮本さんも御存じのように、丹生に至っては当初の1100億の工事計画がもう既に工事着工前にすべて使っているということも発表されております。したがって、本体工事をやるお金はないわけですよ。これは当然、また新たな何千億というようなことの発表があるかと思うんですけれども。

それともう1つ、我々紀の川流域委員会で昨年問題になった大滝ダム。ここで治水で一番問題になった大滝ダムの地滑り問題で270億と。工期があと丸5年の歳月を費やして、270億円の増額、工事整備費ということで発表された。これに対しては、奈良県もしかりですけれども、和歌山県、和歌山市は非常に色めき立って、これは大変なことだと。

それで、我々は理念上で、ああすればいい、こうしたら治水対策ができるんだということで、理念・提言型で今まで議論を培ってきたんですけれども、ここに至ってこういう現実の金銭的な負担云々。これはもう既に、水道料金が15%軒並み各都道府県値上がりということはもう配布されている、知らされている状況であります。こういったところで、どこからこういうお金が出てくるのか。また、突然こういう発表があるというのはどういう背景なのかというところを考えますと、そう簡単に河川整備に伴う工事をやったらいいと。

そして、私がこの委員会の当初から、中川委員長の方から手戻りのない工事、そういう計画を進めるんだということをお聞きしておりました。それに基づいて私も、ああ、なるほどというふうには考えてたんですけれども、ここに至って、あらゆる全国的なところのこういう諸問題、地滑り問題を考えますと、手戻りのない大規模工事というのはどういう結果をもたらすのかということがあります。

それで、実はこれは先週のニュースなんですけれども、諫早の干拓の問題は既に皆さんも御存じなように、これが先週、新旧堤防が総崩れになったと。水道管に圧迫を加えて機能不全になって、非常にとんでもない事件にはなっているということがここ3日前のお話です。これの対策は、すべてこの堤防を撤去して新たにやるというような大規模な工事を伴う。ということは、期間的にも費用的にも大規模なものがある。それで、手どまりのない工事であったはずのこの工事が実は手戻りになると、なっているということですね。それで、これは工学者の専門家から私がいただいた資料ですけれども、こういうことの現実が実はわかってたはずだというふうな見解が出されております。どうしてこういうふうに分かっていることが現実起きて、手戻りのあるまた大規模な工事、期間、費用を費やしてやらなければならないのかというようなことなんです。これは非常に重要な諫早の新旧干拓時に起きる堤防の100数十メートルにわたって地滑りが起きたということでもあります。

したがって、我々が大規模工事云々、これは私は端的にこの岩出井堰の問題を指摘しているんですけれども、簡単に岩出井堰を紀の川大堰のような立派なものをつくる、手どまりのない工事をやるというのが一つのこの方針でも意見でもあったと思うんですけれども、やはりこここのところへ来て、工事をやるということについて根本的に考え直さんといかんのじゃないかと。それで、よくよく私が考えるには、こういう莫大な費用予算がぼんぼんと出てくる発想は、バブル期の状況時における計画並びに案だというふうを考えるわけなんです。それで、今回の素案に全面改築ということですね。それで、私個人的にも和歌山河川国道事務所の方で工事についての意見を聞けば、岩出井堰は全面改築をとにかくまず第一にやるんだというふうに聞きました。したがって、この紀の川の河川整備計画に基づいた第一発目にやるこの大規模的な岩出井堰の全面改築については、一度原点に戻って、やはり必要かどうかの利水の問題。先ほどスライドで委員からの意見で、利水を、もう少し利用云々についての調査をやった

結果に基づいてやっぱりやらないととかいろいろな意見が出てましたけれども、そういったところで見直しをして、これは素案を出すにはまだ非常に粗削りな発想である。

だから、これはそしたらどこが担うのか。いわゆる企業元である、また発注元であるというのが、まだそれもわからない。なおかつ地元の方はほとんどわからない。今の旧井堰に関する費用負担をやっていると。この間、和歌山の住民説明会のときの一人の方は、既に今も現状でこの負担金を払ってるのにかかわらず、また新しいものをつくって金を持ってこいと、取るのかと。それはあんまりじゃないか、ちゃんともっと説明してくれよという発言が一つありました。したがって、こういうような形の手どまりのないということではあるんですけども、なかなか完成を見ない。

既に大滝ダムに至っては着工当時から5回の変更工事をやっているわけなんですね。それで、これは2002年のときにも、原石山のひび割れ対策で非常な費用負担をやっている。なおかつ今回また2年後に地滑りを起こした。それで、大迫ダムでも大規模の地滑りを前にやっているでしょう。だから、やはり同じ轍を踏まない云々ということであるにもかかわらず同じことばかり繰り返す。地滑りが多く発生する、工事をやる、長期にわたる、いつ完成するのかと。それで、その都度都道府県に費用負担がこういう形でやはり出てきていると。そしたら皆もう怖がってもうて、既に奈良県は先週の木曜日に川上ダムの水利権を放棄しているじゃないですか。怖くて権利をよう持たない。

それで、和歌山県と和歌山市に対して国土省が説明した文言は、この費用負担を負担しないと水利権なくなりますよと、水を与えませんよということを行っている。そういうのはおどしですよ。今どきそういうやくざ商売的な怖いような、水利権なくなりますよと、お金払わなかったらって、今まで何十年、何回となく100億近い金を負担してて、それでここに至ってもうしんどいですと。これは県会の議会で昨日も言っている話ですよ。言えば水利権なくなりますよと、もう今まで払ったお金ペアですよと、もう面倒見てあげませんよと。これはやはり旧建設省当時の、一級河川の管理は国がやるんだと。したがって、治水、利水は県の問題。それ以外は市は利水だけだというような、昔からの、国が治水を見てやる、利水を見てやるという。やはりまだまだ河川は流域の、また国民の手になってないということの証明だと思えるんですけども。やはり多目的ダム法に基づく法律が今でもかつそういう威力を発揮して、お金を払わなければと。

しかし、やはり永遠にこういう、大滝ダムの場合は40年にわたって都度都度お金を払い、これからまだ払わんといかんのかということ、おかしいということ、県知事もこれは当然おかしいじゃないかということが先週新聞に出てますよ。直ちに応じられぬということが出てます。これは県議会の方でも既に、これは当然国の失敗なんやから国の方で負担してくれよというふうに出ております。ただし、県の方はやむを得ないということだけれども、今後こういうことの負担のないようにこれからは提言していくんだというふうですけれども、和歌山市はとて今のところでは払える見通しはない。財政転落の状況ですから、とてそんなことではないということです。

それで、これは今日の新聞ですけれども、これも昨日の県議会の見解が出ております。国の責任だと。したがって、国の方で何らかの形でお金を出してもらわんととてじゃないけど無理だというようなことです。したがって、今後の大規模な手どまりのない河川工事というところですけども、やはりより慎重に我々は考えないと、ここのところで半年単位でいろんな面での大きな問題が出ております。

それで、私は非常にびっくりしたのは、これも先週の新聞の発表なんですけれども、非常に有名になった徳島の吉野川ですね。そこが、知事が先週、吉野川第十堰の可動堰はもうやめるんだということを国に提言しますということで発表しました。これは非常に重要な発表であって、ということは、ここは御存じないように、住民投票で一たんは要らないということ。しかし、要る要

らないがあれからもう既に何年とたつて議論を培わされて、徳島の住民の方々がいろんな議論を培った。今度の知事が、やはり要らない、あらゆる方法を模索するんだというふうに発表しております。そういった形で、手どまりのない大規模工事云々ということより以前に、もっと手近なところで見直しをやる。緊急に、将来的に環境に私たちが影響を及ぼさない対策を講じるんだと。それを国の方に提言して、この工事をやめるんだということを吉野川可動堰の方では発表があった。

それで、実はここの徳島と和歌山というのは目の前の話なんですけれども、彼らはどうしてこの吉野川第十堰をやめようかというのは、紀の川大堰を見て、こんな立派なものが吉野川にできたらとんでもないことになるということであったわけです。したがって、今回は吉野川の英断は、我々は紀の川に今後紀の川大堰のような立派な井堰をつくる必要はないということを見習うべき、非常にいい徳島の県会知事の発表であったというふうに私は理解しております。

中川委員長

結論的には、大規模工事を金をかけてやるなということですね。

岩畑委員

金をかけてやるなと。岩出井堰の全面改築は案的にも内容的に伴ってないということもあって、やらない方がいいというのが私の意見書であります。

中川委員長

それで、今まで議論してきたことには、一応時間をかけてもう少しやったらどうかとか、ペンディングだということだと思んですがね。

今まで議論してきたここの河川整備計画の基本的な考え方というのは、紀の川の河川の実態というのかな、特性、そういうものを踏まえて、狭窄部に非常にしわ寄せが来ると。これはわかっていると思うんですね。そのために、極端なことを言いますと、一番最初に出てきた紀の川の水位の縦断図がありますけれども、あれを見ていただいたらわかるように、例えば岩出頭首工の上流側には土砂が堆積して、その下流側で大きな洗掘を起こしている。そのために背水によってハイウォーターレベルを超えるような水位にあるということですね。

そういった点からしますと、基本的なここでの治水の理念というのは、狭窄部における局所的なといいますか、湛水域の水位の上昇を何とか防ぐということだと思います。例えばそれを防ぐのにほかに方法があるかと言われれば、岩畑さんは何にもおっしゃってないけど、ないと思うんだね。何でもかと思ったら、例えば遊水地をつくったとしても、先ほど所長から説明がありましたように非常にその遊水地の効果は紀の川では少ないということなんです。

そしたら堤防を上げるかと。堤防というのは、私からすると、非常にある意味では脆弱なもので、堤防から水が越水したら全部切れるんですね。それは通例なんです。堤防の強化というのは、あるところまでは耐えられるという認識の中で評価をするということで、絶対的なものだと考えてもらっては非常に困る、技術的に。そんなものは、どんどん上げていったら、例えば紀の川の下流のように、ある意味のかみそり堤みたいな形になって、水位が高くなってきたら物すごい被害をもたらすことが当然起こり得るわけですから、だからこの川の狭窄部で、洪水が今言ったように円滑に流下して、かつ、今、堰でたまっている砂も、川全体として、自然の形で流下して自然の河道を形成していこうといったことが目標というか、ここでの治水の基本理念、そういうものによる対策として提案されている。

この場合、例えば利水という点をいろいろ考えておられますが、例えば岩出井堰、藤崎井堰、小田井堰、それぞれの利水機能については既存の農業用水、水利権を確保するということが必要なわ

けですね。今さら農業は要らないのではないかと言うのであればそれは別だけど、そうじゃないんだと。嘗々としてその間そこに住んでおられる方が農業をなりわいとしてずっと営んでこられて、今後もそうなる可能性もある。当然休耕田であるとか農地転換とかいうことは行われておりますけれども、従来の受益地に水を送らないというわけにはいかんでしょう。それはわかると思うんです。

川と人とが共生していく上で、自然環境の保全に取組もうと思えば、災害の問題であるとか河川水の利用とかいうものと必ずトレードオフの関係にある。その間をどういうふうに調整するかということが非常に大事なのです。人間が活着しているということを基本に物を考えないことにはだめだと思っんです。自然はそのままほっておけばいいじゃないかというようなことで人間が生きるかといったら、必ずしもそうじゃない。だから、やはり河川を管理していこうと思ったら、今言っただようにお互いトレードオフの関係にある、治水と利水と環境保全をどういふふうに調和させていくかという知恵を出していくことが非常に大事です。

もちろんそれは従来と異なって、農業用水、農水利用の取水、川に還元するといふ状況の量的な把握を十分やって、その情報を生かして、紀の川の水資源の適正な管理といふことをやっていくシステムを整備していくのは非常に大切なことなんです。紀の川全体として、常に水が安定的に供給されると、そういうような健全な水循環を確立、形成するといふことが必要なわけですね。

それで、岩出井堰の改築に当たっても、たしか去年この議論をしたときに - - 先ほどおっしゃっただように手戻りがないといふのは何かといふことなんです。例えば、水位と洪水量との関係を見たら、昭和34年9月の伊勢湾台風を対象として検討したわけですけど、例えば全面改築をすることによって水位が非常に下がるんだけれども、そうじゃなくたって、それぞれ部分的な改築も検討の範囲に入れようといふことになっている。目標としては、やっぱり将来の全面改築を行うに当って、手戻りのない計画とすることです。改築を行うにあたって、洪水疎通能力、洪水がどれだけ流れるか、土砂がどういふ形で流下するかといふことを検討した上で、全面改築の効果についても評価することとする。これもたしか昨年5月ごろだと思っますが、流域委員会で十分そういふことはご確認いただいているわけです。

段階的な整備をやるといふことなんだけれども、段階的な施策、対策はやっていく、これも当然施設管理者、今は恐らく農業組合、そういうものと協議を行う。あるいはその周辺の、地元の人々と協議を行う。さらに、今おっしゃっただような費用対効果を十分に考慮して、治水あるいは環境面での影響も検討した上でこの事業を始めるといふことなんです。だから、例えば改築した効果を十分にモニタリングした上で、それが効果があっただようかを検証した上で自後の対策を立てるといふ段階的な事業を行っていくのはこれからのあるべき姿なんです。

そういう点で、ちょっと誤解されているといふのかな、ただ思っただことを言っているように。全面改築をして非常に安心なのは、まさに対象洪水以上の洪水が出たときに - - ちゃんと今検証されているようにそれは安全でしょうと、今の堤防高までは安全でしょうといふことを、データに基づいて十分検討させていただいたと思っんですよ。

それから大滝ダムのことを先ほどおっしゃっただけれども、大滝の所長から地すべりのこととかの説明を後でやって頂きますが。

私は、はっきり申しまして、大滝ダムがなかったらこの河川整備計画は全部ゼロ、何にも効果がないと。大滝ダムといふのはいろいろございましたけれども、紀の川の治水、利水上、あるいは環境の上で決定的な役割を果たすといふことを、そう位置づけられる施設であるといふことは全部認識しておいていただきたいと思っんですよ。

例えば治水面だけ見ますと、河川整備計画の計画対象洪水で、大滝ダムがなかったら船戸で10,000m³/sといふ。それが大滝ダムで洪水調節をすることによって6600m³/sに減るわけですね。その差の3400m³/sといふのを他の方法で補えるかといふと、これは全然お手上げなんです、何をやっっても。もう1つダムをつくるのであれば別ですけど。そういうものですね。そういう点では、

ダムで洪水調節をすることによって、計画 - - 過去の計画ではなくて今我々が議論した計画が、初めて洪水調節の面からは成立するという事なんですね。

利水面でも、奈良県と和歌山県とかに水を供給するわけで、都市用水を供給するわけですが、そういったものの安定供給を可能にするだけでなく、大滝ダムの7千万m³もの大きな有効貯水量を今後弾力的に運用することによって、当然常時の環境用水、これからいろいろ議論があるでしょうけど、そういうものとか、瀬切れをしているような、そういった河川維持用水を確保する、あるいは湧水のときの用水補給が十分可能になるわけですね。

今ダムというものは何を狙っているかといったら、従来のように決まり切ったダムの操作規定で運用するんじゃないんですね。その持っている能力を、河川に要求される3つの機能に十全に活用できるような知恵というか、そういう運用をやっていくことが大切で、これから新しいダムをつくるときには既存の施設を十分に生かしていくことが僕は大事だと思います。

大滝ダムというのは、今までできていないじゃないかというお話ですけど、確かに地すべり問題とかが起きましたけれども、それほど大きな金をかけてできたものを、そんなことはおっしゃらないと思うんだけど、こんなものは無駄だからぶっ壊しましょうということにはなりませんね。私は、過去から現在までかけて、十分それだけの能力を持っているものをつくった以上は、やっぱりこれを100%生かさないとには、これこそ非常な国費のロス、むだ遣いだと思うんですね。だから、よい悪い、そんな別にして、やはりそういった現実を考えて、将来にそれを生かしていくという姿勢でこの計画を検討していただきたいということなんですが、どうですかね。どうぞ。

岩畑委員

岩畑です。今の中川委員長のお話もよくわかりまして、大滝ダムについて、私もそういう認識のもとで、ずっと以前の基本高水の例の問題から、大滝ダムにこれだけの効用があるんだという合意のもとに、紀伊丹生川ダムはとまっているんだということで、私も非常に喜んでおりました。私、当初言いましたように、18回までの我々が議論を培ってきた時点では、それは私も、うん、なるほどということだったんですけども、やはりこうお金の問題が絡んでくると、現実問題がお金の問題なんですよ。やはり莫大な、当初予算の倍額であるとか毎年毎年何十億の負担であるとか、余りお金がかかり過ぎるとちょっと大変だなと。それで、これから計画するにも慎重を要しないといかんのではないかなというお話なんです。

それと、もう1つ私が言いたかったのは、今の紀の川大堰なんですけれども、当初、30年前は、私ども和歌山市民は分水協定なんだと、大阪には水が要るんだと、そのために和歌山が水を提供することによってお金が潤うんだということで、もう既に100億近くお金をもらってますけども、そういうのに基づいた30年の議論があつてできたわけなんですけれども、この間の和歌山の住民説明会では、それを説明するのに治水目的なんだという説明をしましたよ。それもあつてでしょう。

したがって、私が言いたいのは、時代が20年、30年も経過すれば - - 日本も近代100年、150年の経過で、どこの世界も体験しない高齢化、少子化の問題、いろんなことのあれが急ピッチで押し寄せてきます。したがって、河川整備においても、20年、30年で解釈は変わるわけですよ。国民に対する説明が違うわけです。それは間違ってたとは言いませんから、ただしそういうふうになるから、余り大規模的に、そのときにこれが一番いいのだという判断をしないで。

だから、今、中川委員長が、手戻りのないというのは部分的なんだよということで、あれは私は非常に安心しました。私はそういうふうには、手戻りのないということは、大規模的な、がっちりした、150年に1回、200年に1回の対応ができる、洪水対策的にもいろんな意味でもできる工事なんだというふうには少し解釈してました。したがって、今の説明で安心をしましたけれども、私の申し上げたいのはそういうことなんです。

したがって、これから岩出井堰を筆頭に井堰をやることについては、あらゆる方法 - - 掘削、狭

窄部の拡大、堤防の強化といったところを段階的に踏まえて行うということをやっていたきたい。そういったことを中心に盛り込んだ第3稿をやってほしいなという意見書なんです。以上です。

中川委員長

ちょっと誤解されているところがあると思うんだけどね。どうぞ。

三野委員

三野でございます。ただいま岩畑委員のお話と中川委員長のお話を聞きまして、事務局におうかがいしたいことがあります。

この河川整備計画はマスタープランで、恐らく30年そのまま続けていくというよりも、ある程度途中で見直しをしていくような仕組みが必要かと思いますが、それがどのようになっているのかということです。

このようなマスタープランである河川整備計画のダムのような個々の施設の事業計画の関係はどのようになっているのでしょうか。事業計画は公共事業の評価で、プラン・ドウ・シーの形で絶えず見直ししていく仕組みがほぼ体系立ってきておりますので、今の岩畑委員のお話はその辺がちょっと混乱しているのではないかと思います。また、この河川整備計画そのものも、これからは恐らく人口も減っていくでしょうし、これから30年間というのは今予測できるわけではないですね。それをどのように見直ししていくかという仕組みがしっかりしておれば良いと思います。私自身はこの計画内容というのは今の時点で最もすばらしいものだと思っておりますが、ただそれを見直す仕組みについて、モニタリングして行って、そしてまた見直していけば岩畑委員のご発言は解決できるように感じました。計画の見直しの仕組みをご説明いただけませんかでしょうか。

大槻事務所長（国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長）

和歌山河川国道事務所の大槻でございます。

今、委員の方から、全体の見直しのスキームはどういうふうになっているのかということでお話がありました。委員からまさにご指摘がありましたように、今回説明資料という形になっておりますけれども、今後法定手続に入った場合は、今回の説明資料、または委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、法定の河川整備計画という形につくり上げていくものになるものということなので、そのものになるものへのご意見だということでお答えしたいと思うんですけれども。

法定の整備計画については、委員ご指摘のとおり見直しのスキームがございます。30年というまさにロングタームの計画になりますので、その内容が適切なのかどうかについては定期的に見直しをしていくというスキームになっております。これは今回の河川整備計画だけではなくて、国土交通省が実施している長期計画全体についてそういった見直しスキームがございますので、河川整備計画についても同じようなスキームがございます。

おおむね、できて5年程度ということになります。メニューの点検をして、その時点時点で合っているものかどうかについては見直しをしていくんだということになっておりますので、岩畑委員の方からご指摘がありましたように、公共事業全体のお金が大きいはないかとか見直しが非常に多いですよというご指摘については、まさしく今後事業をやっていくに当たって、そういったご批判がないようにということで我々としては取り組まなければいけないというふうに思うんですけれども、先ほど言いましたように、今後事業というのは変わり得るものということについては、我々としてもそういったものが起こり得るものであるという認識ではございます。ですから、そういったものの中で段階的に、今回おおむね30年ということで実施していく内容が正しいのかどうかということについては定期的に点検をしていくということ考えております。

今河流域委員会という形で皆様にお集まりいただいておりますけれども、こういった形のスキームを、やはり点検の場でもご意見をいただく場を設けていくということについては全体の枠組の中で考えているものでございますので、その辺についてはご心配なくという言い方がどうかかわからないんですけども、ぜひそういった場においてまた知見等をいただければ、その点検の場において見直し等の必要な契機にしてみたいと考えております。

中川委員長

はい、どうも。

岩畑委員

岩畑です。

今のお話なんですけれども、今ちょうど宮本部長の方も来られてますけれども、淀川流域委員会、あれは約3年近くの歳月と費用が約11億か2億かかったんですか、たくさんかかって、国民論議するには非常に莫大な費用がかかるということなんですけれども、それはさておいて。5つのダム、水需要が、すべて撤退の意向が多くてちょっとできない状況であるけれども、計画はあると。流域委員会の最終的な提言としてはやめた方がということなんですけれども、そういう結論的なことを、もう1、2年検討を要すると、別の提言を出さない、もう1、2年要するというのか社会状況を見るという配慮ですよね。だから、私は、ある意味そういう配慮が、今、三野委員も言ったような、やはり委員会でやった、また1、2年たてば時代背景が違ってくる、そういったことでの判断、考慮する議論をするところというのか、そういったあれは非常に、淀川モデルと言われてますけれども、費用はたくさんかかっているけれどもいい形であったかなというふうには考えてます。

したがって、この流域委員会が何らかの原案を出したとしても、やはり紀の川、和歌山の時代のニーズに合った計画というのは、その都度都度の、何年かサイクル的にも広く広報していただいて、また我々がそういう機会にそういうことを真剣に考えるときの状況、ニーズに、考えられる場というんですか、そういったものをやはり国土交通省の方で、整備局の方で考えていただきたいと。

ということは、住民説明会に実は私も参加しました。しかし、和歌山市では5名であるとか、川上村のやまぶきホール、関係者の方は御存じのように、非常に意見がなかった。やまぶきホールの真後ろが大滝ダムなんです。あれだけの大きな地すべりの問題を抱えて、やっと全面移転についての話し合いがうまく運んだと。しかし、やはり河川の問題というのは、私はもっと関心があったのかなと。それで、またその川上村、龍神村で、要するに森林整備と、これは行政とあわせてやっています。今はボランティアも含めた意味での河川管理というのか、河川への取り組みという案内もありましたけど。

私はもっとあそこの川上村の住民説明会では参加者があるのかなと。また、いい意味での意見が、これからの、もっと源流である川上村が提言をされる、意見があるのかなという楽しみで行ってきたんですよ。しかし、だれも何も言わないんですね。だから、あれはちょっと私も意外だったということなんです。

したがって、河川と、我々の意見ということは、流域住民の意見ということはなかなか反映しにくい。机上ではできても、なかなか現実面では反映しにくい面があると思うんです。したがって、やはりこういう取り組みに対しての後のフォローを整備局の方でまた持っていただきたい、やっていただきたいというのが私の意見です。以上です。

中川委員長

はい、どうもありがとうございます。それではほかに。ど

うぞ。

神吉委員

神吉と申します。どの章に入れたらいいかわからなくて、前もって意見を出さなかったんですけども、きょうの第2稿を見ながら、一番最後、4.4.6あたりでこういうことは入れられないかなというのを提案したいんです。

以前に1回申し上げたことがあるんですが、いわゆる都市計画部門との連携です。これも他部門との連携なんで非常に難しい話ではあると思うんですけど、ハザードマップの話も出ましたし、やはり川の近くには積極的に都市開発はしない方がいい場所があるのは事実ですよ、そういう建築規制的なものというのは、河川法関係というよりは都市計画関係の方がもともとツールは多いわけです。

今、都市計画区域マスタープランという計画づくり等も県でやっていて思うところがあるのですが、人口がふえない時代に入っているので、現実、規制的な話は緩める方向に今後傾きつつあります。それで、心配なんです。今以上にばらばらと家が建ってしまう場所が出てくるんじゃないのか。それで、人口の増減だけでなく、防災であるとか環境であるとかということからも都市計画をやってほしいということは、私は都市計画部門の方へは言うてはおるんですが、なかなか実際には進みにくいものがあります。先ほどの遊水の問題なんか、本当は一番最初に開発規制のしくみがあって初めてできる話であるのも事実なので、いろんなことの可能性を今後に残すということも含めて、ぜひ都市計画系部門との連携を今後模索していただきたいと思います。

何か文言で入っていたらうれしいなということなので、「ほかの行政部門との連携」みたいな形なのか、「都市計画部門との連携」みたいな形か、何か一言でも入れておいていただいて、可能性を担保していただければなというふうに思います。以上です。

中川委員長

はい、どうも。ほかにご意見はございませんか。

今おっしゃったことに関連するんですけども、これは河川整備計画を、この委員会としてこの原案で認めるか認めないかということですね。これに対する意見を入れた上で修正をしたわけです。だから、できればこれで局長に答申するとともに、さらにでき得れば、前にも言っておりましたけれども、流域委員会が始まってから今日までの、合計19回にわたる委員会の審議経過と、それぞれ皆さんのご意見の要点を報告書の形で出したいと。さらに、今後あるべき施策、あるいは紀の川の姿とかを添えて、例えば紀の川の全体を見て、今おっしゃったような森林の保全とか土地利用とかいうもののあり方と、具体的にどういうふうにするかということが可能になるかということも報告書としてつけまして、整備局の局長に提言をするという形をとりたいと思います。

提言としてもらった以上は、何年たっても読み返してもらわなければいけないし、今言ったようなチェックシステムもそういうもので図れると思うんですね。ただし、整備計画そのものは、河川管理者から問われたのに答えるというだけです。そこにはちょっと入れられないけれども、この委員会としてはこういう意見ですよというか、こういう意見がありますよ、あるいは今までこれだけの検討をいたしましたよ、審議をいたしましたよということをきっちり報告書にして出したいと。

ただし、報告書というのは、私委員長が出させていただくということでもよろしいでしょうか。この委員会の。それについては原案をつくりまして、各委員の方々にお送りをしていただき、チェックをしていただいて、それでまとめさせていただく。そういうことではいかがでしょうか。私がそういうプロセスを踏んでもよろしいですか。そんなもの出さなくてもいいんじゃないかという人はまた別なんだけど、僕はぜひそれを残しておきたいと思うんですけどね。

そうでないと、審議の過程では皆さんのご意見なりが反映はされているんだけど、それだけではちょっと僕は物足りないというか、だめじゃないかと思うんですが。今さっきご議論のあったようなことは、やっぱりきっちりしておいた方がいいということです。

だから、そういった進め方というか手続をとらせていただきたいと思うんですが、それでよろしゅうございますか。

池淵委員

説明資料ということで、第1稿、第2稿、それからさっきおっしゃった第3稿というか、今、先生がおっしゃったように、整備局に、第3稿ぐらいなのかどうか知らないですけど、そういう形のもを提言という形で出されるという意味ですか、説明資料という意味合いは。

中川委員長

いやいや、これは違うんですよ。

池淵委員

これではなしに、これの。

中川委員長

今言ったのは、整備計画はこれでよろしいよと言って返すわけです。それとは別に、ここの委員会で、これまで整備計画をいろいろ検討した記録ですね。2年4カ月ぐらいですね、その間のこの委員会の審議経過の内容と、この紀の川整備計画の中にはおさまらない、この整備計画というのは河川管理者がつくったものですから、その枠内にはおさまらないような意見。例えばさっき言ったように、紀の川全体を見据えて、森林保全とか土地利用をこういうふうこれからやっていくべきじゃないですかというようなことも含めてね。これはさっきもあったように、一足飛びに大きなお金をかけた、そんなことはできないと思うけど、事業に飛びつくというんじゃなくて、やはり、段階的に整備していこうじゃないかとか、そのスタンスをはっきりと入れて報告書にしたい。それで、その報告書を地方整備局長に提言すると。そういうことなんです。だから、これは委員会独自のものとして、ちゃんとそれをくっつけておきたいと思うんです。

それはよろしゅうございますか。その前に、原稿ができれば委員の方々全部にお送りしますので、わたしはまだこれを言いたいという人は、またくっつけてもらえば結構だと思うんだけどね。だから、そういう点でまとめさせていただければと思いますが、ひとつご了解をいただきたいと思います。

それでは、時間の関係から、きょうの議題の「その他」で大滝ダムに関する情報提供というのがございますが、それは大滝ダムの渡邊所長が説明をしていただけるんですか。それでは、お願いいたします。

渡邊所長（国土交通省 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長）

紀の川ダム統合管理事務所の所長、渡邊でございます。

それでは、この流域委員会の議論に非常に関連が深いということで、今回大滝ダムの白屋地すべり対策等々について、全体計画の見直しを、今手続を行っているところでございまして、それについて簡単でございますけれどもご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、スライドを使ってご説明をさせていただきます。

中川委員長

はい、どうもありがとうございました。これについて何か質問はないですか。

それでは、「3. その他」でございますが、一般傍聴者の方からのご意見を賜りたいと思います。時間を厳守していただきたいと思いますが、時間になりましたら、まだ意見がある方がいらっしゃっても打ち切らせていただきますので、ご了解を願いたいと思います。これは当然、審議の参考にいたしますために傍聴者のご意見をお聞きするものでございます。それでは、どうぞ。

一般傍聴者（玉川峡を守る会 石神正浩氏）

それでは。私は玉川峡を守る会の石神といいますけども、今までずっと意見を聞かせてもらったり、橋本に来られたときに意見を言いましたけども、私としては、言ったことが十分取り入れられていないということです。

どうぞ写真を先に配ってください。その写真は次の第2番目の話になるんですけど。

1つ、全体を通じて言えるのは、その地区の方ですね、一般的に言いまして、ダムに水没する人の意見とかが十分聞かれていないということです。さっき岩畑さんが、川上村でそういう会を持ったときにもほとんど意見がなかったと言われますけども、私が実際に川上村に行って聞きますと、川上村は、大滝ダムができる前は8000人の人がおられて、そのほとんどが森林作業に従事していた。それが2500人に減少したということです。紀の川の、あるいは上流の吉野川の安全を考えるには、それを回復しないと森林の保全はできない。森林の保全ができないということは、洪水が起こる可能性が高まるということだと思っんですね。

それで、水源の森計画とかいうのもありますけども、それはまだ、やっと歩き出したところだと思うんですね。

やはり2500人になったのを一遍に8000人というふうにはいかんのけども、何とか山で働く人をふやしていくような生活条件をつくらないといかんと思います。現地の方は、大滝ダムに譲ったのは、国策だからといって非常に強く言われたので譲らざるを得なかったと言ってますね。そういうことを皆さん、やっぱり正直に反省して、8000人の人が2500人に減ったということは非常に紀の川の洪水に対して悪い影響を与えるということをしちっと反省して、そして次の計画に入らないといけないと思いますね。

2番目はもう1つの計画で、紀伊丹生川ダムというのが建設されるはずだったわけですね。一番大きな水没村としては北又村で、それは13戸の家が水没するということだったんですね。その話が出ていた最中に台風と、その次の年に大雨が降りまして、北又村へ行くところの小林さんの家の前の橋が、上流から流れてきた倒木で押し流されたんですね。それは、この前国土交通省の人が橋本市で、那須の余笹川の橋が流れているところを牛がうろちょろして、かわいそうな感じのするビデオを見せていましたけども、それに匹敵するぐらいの恐ろしいことが紀伊丹生川で起こっているわけです、流木でコンクリートの橋がつぶれたために、小林さんの家は助かったがもうちょっとで小林さんの家が流れるところだったのです。

その1年後に、橋はかけかえてもらったんですが、北又村はそのときに、片方は橋が流れ、もう片方は土砂崩れで道のコンクリートも割れて落ち、上から土砂が流れてきて全然通れなくなり陸の孤島になりました。九度山町から水を運んでもらって13件の家の、水を補給しました。その写真皆さんにお配りしたんですけど、それは今でもそのままほってあるんです。だから4年前ぐらい前の台風、それから3年前に大雨があつて、北又川の上流の道が土砂のために埋まってしまったところですね。そこを今でもまだ、同じような状態ではほってあるわけですね。

何でほってあるかといったら、国土交通省はダムをつくらないということになり、今まで地質調査に使った穴とかいうのは、コンクリートできちっと埋めてあるけども、そういう水没予定地の人の生活というのは全然補償されていない。その人たちのために役立つような、例えばがけ崩れを保全するとかいうのは全然やってないと。国土交通省の役人のメンバーが新しくなったけれども昔の人はそういうところで北又村の人が困ったというのは知っておられると思うんですね。

だから、今の国土交通省の若い人なんか1回そこへ行ってほしいと。今配っている写真は、ここの2月28日に写した写真です。それは、4年ぐらい前に大雨が降ったときのそのままをほったらかしてあるわけです。この保全は北又村の人ではできないと、やっぱり国の力とか国と県の協力ぐらいでやらないとできないということだと思うんですね。

結局、川上村と同じことだと思うんですけども、紀伊丹生川の上流の方でも、やっぱりそこに住んでいる人が安心して住めるような、過疎化を促進させないような施策が必要だと思います。まず倒木を取り除く、適切な苗木を植えるとか、どうしようもないところには金網を張るとか、そういうことで、北又村で木の世話をする人、森の世話をする人が安心して住めるようにしてほしい。そのほかにもいろいろありますけども、やどり温泉の方でもいろいろ言われていますけれども、そういうところへ行って、ちょっとゆっくり話したら、本当に住みよい里山というのをつくるようにしてほしいと思いますね。

この前の国土交通省の那須での橋の落ちるところを、見て同じことがこの紀の川で起きていることである。それを本当に防ぐにはどうしたらいいかというのを、地元の人ともっと真剣に相談せんといかんというふうに思っています。ちょっと長くなりました。済みません。

中川委員長

はい、どうも。いろいろありがたい意見をありがとうございました。どうぞ。

一般傍聴者(宇佐美秀昭氏)

橋本市から来ました宇佐美です。「3.4 利水に関する目標」に関連して要望したいんですけど。

現在の工業用水と上水と農業用水の取水実績という統計が全然ないんですね。ほかの、例えば紀の川の動植物とか、また過去に土砂をどれだけ採取したとかいう記録は載っているんですけど、利水に関しても3年ぐらいの間にどれだけの、上水等の、取水実績があったかという記録をやはりここへちゃんとしておいていただきたい。

といいますのは、この文章を見ますと1行目に書いてますね、今後取水実績とかも調査すると書いているんですけど、やっぱり基準やないんですけど、現状というのをはっきり書いていただいた上で比較ができるので、上水、工水、農業用水の最低3年間ぐらいの実績は、せっかく立派な整備計画、報告書ができるわけですから、やはりここへ書いていただきたい。以上です。

中川委員長

はい、どうも。ありがとう。ほかに。どうぞ。

一般傍聴者(木ノ本たかみ氏 玉川峡を守る会)

橋本市から来ました木ノ本と申します。住民説明会とアンケートについて質問したいと思います。

私も流域住民で住民説明会に行きましたが、説明会場に来ている人は少なかったです。8会場で151名の方が参加したということで、1会場、平均しますと20名に満たないということですよ。だから、住民説明会がありますよというお知らせに非常に不備があったんじゃないかなと思います。こういう説明会がありますよというお知らせを知らないものですから、住民は、こういうのがあったのということで。非常に残念な説明会で、非常に不十分な説明会だったんじゃないかなと、私

自身は参加しまして意見も言いましたけど、非常に残念でした。

それから、アンケートもどういう配られ方をしたんでしょうかね。各市町村は1カ月に1回広報を出しておりますので、それと一緒に出しますと、みんな見る方は非常に多いと思うんですが。このアンケート自体も、いや、そんなアンケートはあったのと、ご近所で聞いても知らないよという人が多いので、このアンケートも、もっといろんな方に出していただくと徹底したものになったのに、これも残念だなと思っております。

アンケート自体はもうこれで最終の集計が、ここに載っているのが最終なんでしょうか。まだほかに集まりつつあるんでしょうか。アンケート自体については。

大槻事務所長（国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長）

和歌山河川国道の大槻でございます。

今のご指摘なんですけれども、住民説明会については先ほど岩畑委員からのご指摘があったんですけれども、参加している人が少ないのではないかと。それから、先ほど川上村でも数が少なかったのではないかとということでご指摘があったと思います。

我々も、もちろんできるだけ参加をいただけるようにということで、例えば新聞広告でありますとか、自治体へポスターを張っていただくというお願いであるとかいうことで広報に務めてはおりますけれども、現段階では、実態としてこれだけの方にご参加いただいたのみであったということでございます。

ただ、意見の聞き方については、今回、正直言ってこのぐらいの数だけしか集まらなかったということがありますので、今、いろいろご意見等をいただいておりますので、意見の聞き方については今後も工夫をしていきたいというふうに思います。

それから、アンケートについてなんですけれども。これは例えば橋本市でいいますと、新聞折り込みという形で各戸に配るという形で配られておりました。もしかしたら折り込みの新聞と一緒に行ってしまったのかもしれないので、ちょっとその辺は、例えば事前にお配りしますよというようなことができないかとかいったこともまた考えていきたいと思います。

ただ、今回のアンケートについては、一応沿川で28万部、ほとんどが各戸配布なんですけれども、そちらに配った中で、2月までにご意見をいただいた内容ということで、5000通のアンケートの内容についてご説明を申し上げたということでございますので、また追加でご意見等が出てきた場合であれば、それもまた更新をして、ちょっとこういった形でご紹介できるかどうかあれですけれども、私どもの事務所のホームページ等で、もしアップグレードできるものがあればそれは考えていきたいと思います。今のところ、若干来ているようですので、最終的なものはいつの時点でできるかということはあると思いますけれども、それはまたまとめた時点でご紹介できればというふうに思っております。

一般傍聴者（木ノ本たかみ氏 玉川峡を守る会）

だから、せっかくのアンケートですので、有効なやり方ややらないといい結果が出ないと思うので、非常に残念で、どちらも、住民説明会もアンケートについても非常に残念だったなと。

もう少し時期をね、すごくタタタッと短期間でやり過ぎたと思うんですよね。やはり1カ月、2カ月、3カ月ぐらいの余裕を持って、特に公共機関の広報と一緒に配布しますと皆さん必ず読みますので、そういうものと一緒にやらないと、折り込みチラシでは、何か住宅の展示場のそういうものと一緒に捨ててしまう方が多いので、やっぱり広報と一緒にまいりたいというのが、私、住民としての意見です。

それと、橋本市の水道の料金のことなんです。橋本市は大滝ダムから水を取水するということで非常に高い水道料金を払っております。近年、非常に水質も悪くなっています。20年間ずっと高

い料金を払ってしまして、今度国の方から橋本市に8億円お金を払えと言われて、橋本市はどうするのか。橋本市民としましては、これ以上水道料金が高くなりますと、水質は悪くなるわ料金は高くなるわ、非常に水利用者としては困っておりますので、なるだけ国の方でお金を。今回の白屋地区のことにつきましては、国の方のミスやないかなということがありますので、国の方で費用を出していただきたい、一住民としてそう思いました。以上です。

中川委員長

はい、どうもありがとうございます。ほかに、どうぞ。ありませんか。

岩畑委員

委員長、ちょっとよろしいですか。今の木ノ本さんの住民説明会について、ちょっと私の方から一言説明したいんですけども。

実は私が和歌山市の方に行ったときには5名ということで。古田委員もたしか来られてたと思います。たまたま副所長の方も来られて、最後に、ちょっとこれ、5名では困ったかと、250席入る和歌山のプラザでやったんですけども、ちょっとこれではどうしようもないねと。それで、その前日に行った那賀町の方はどうだったのと。そしたら3名ないし4名だったと。どないするんやというふうにちょっと深刻に話し合いをしました。我々、この紀の川流域委員会を周知するための1つの方法、手段ということであっても、いかにもちょっとやなど。何とかしないとだめですよということでお話しして、ハッパかけて、ちょっと声かけるよということ、20人ないし30人近くということであろうと思うんです。

1つの方法としては、NPO等がボランティア団体、流域の河川で遊ぼうとか水を考えようとかいろんなNPO団体があると思うんです。そういうところへも積極的に、やっぱり電話でもダイレクトに、こういう大事な、また河川をよくしようよ、きれいにしようよというお話ですから、積極的に促して、28万部を配布した、したがってということではなくて、そういうところの働きもね。

結構和歌山県の方は、最近そういう環境ネットワーク的な企画を持っているんです。そうすると、やっぱり集まりが悪かったら電話がかかってくるんですよ。ぜひ出てもらわんとちょっと集まりが悪いよと。だから、そういうことで積極的にやっていただければいいかと思います。以上です。

中川委員長

はい、どうも。ありがとうございます。ほかにございましたか。

それでは、若干時間はございますが、本日、先ほどお諮りいたしましたように、委員の皆様並びに住民の方々の意見は、今おっしゃったように非常に数少ないんだけど、聴取して、そのご意見を踏まえて修正させていただきました第2稿というのがございましたが、それに基づいた審議をしていただきまして、河川管理者が紀の川の河川整備計画の素案というようなものをつくり上げるということですので、紀の川流域委員会からの意見は十分に反映しておられるものというふうに思っております。

そういうことでございますから、一応この線で河川局長の方に答申するんでしょうか。

大槻事務所長（国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長）

局長の方に委員会からのご意見をいただくということでお預かりさせていただきたいと思っております。

中川委員長

そういうふうにさせていただきます。

なお、一番最初に説明がございましたように、今後法的な手続をとる。それによって、一応この整備計画原案というのが出てくる。その原案について、これまたもう一度住民の意見と自治体の長の意見を聞くということになっているんですか。その上で決定する。その前に当然、原案ができた段階で流域委員会からのご意見をお聞きする必要はあると思うんですが、それはいいのですか。

大槻事務所長（国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長）

はい、結構でございます。というか、委員の皆様方には引き続き、申しわけございませんけれども、法手続に入った時点の原案ができた時点で、学識者の皆様としてご意見をいただきたいというふうに思っております。

中川委員長

そのときに、先ほど申しました報告書をまとめさせていただいて、皆さんにお配りしてご意見をいただいて、私がまた修正をして、それでその席でまたお伺いしますのでご確認を願うと、こういうこと。だから、その報告書 - - 違うのか。

大槻事務所長（国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長）

すいません。先ほどの私の理解は間違っているのかもしれないんですが、本日までのご意見をいただきまして、我々としては、今説明資料の第2稿という形で我々の方でまとめておりますけれども、それだけではない、委員の皆様方からいただいたこれまでのご検討の経緯でありますとか、そういったものもあわせて河川管理者の方にいただくということで、それをベースにしまして法手続に入って、整備計画の原案をお見せすると。それで、整備計画の原案ができた時点で、今度は手続にのっとった学識経験者の皆様方からのご意見、また別途、例えば住民の皆様でありますとか自治体の長の方でありますとかにご意見を聞いてまいりたいというふうに考えております。

中川委員長

わかった。じゃあ、早くやらねばならん。それはいつごろになるかあらかじめ言ってもらって、皆さんにそれまでに見ていただかなければならんのですな。しかし、いつ法的。

池淵委員

内容の中に検討とか調整とか協議とかいう文言が結構あるじゃないですか。そういう形のものも踏まえて、ある時間とられてそういう整備計画の原案みたいなのを立てられるという理解でいいんですか。例えば何々井堰なんか、調整とか検討とか協議とかいう文言がありますよね。そういう形のものが途中だとかあるいはこういう過程だとか、そういうことを踏まえた形で原案みたいなものが出てくるというような理解でいいんでしょうか。というのは、この流域委員会の任期というのは、我々どうなっているのか。

中川委員長

来年の7月かな。5月か何か。

池淵委員

来年の5月までは少なくともそういう形では出てくるということの理解でいいんですか。

中川委員長

いえいえ、もっと早いでしょうな。大体、法的手続をするのにどれくらい時間はかかるの。

大槻事務所長（国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長）

法手続については、社会資本整備審議会の河川部会の方でご了解いただいた後に法定計画の策定ということに入ってまいりますので、いつまでにやるつもりでということで申し上げますと、来年度の下半期にはご相談ができるのではないかというふうには思っております。ご提示できるのではないかと。ですから、今、池淵委員の方からご質問がありましたが、任期中に出てくるんだなということについては、任期中に出すということで頑張りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

中川委員長

それなら、私、頑張っつすぐに報告書を書きますから。

神吉委員

委員長、委員長に全部お任せというのも悪いので、私たちの方で文書を起こす必要があるのであれば、それは委員会独自の話なので、めどを立てていただければ、宿題を出していただければと思いますが。

中川委員長

私はまあまあ、皆さんにチェックしていただきたいのは、私の先ほど言ったような将来のいろいろな考え方ね。それから、これから紀の川について、やっていかなければならない、例えば、まあ先の長い話だけれど、国交省の河川というんじゃなくして、国交省も林野庁も環境省も電力会社ももう全部一緒になって一元的な管理をやるというシステムをどうしたらつくれるかということが一番大事なんですね。それともう一つは、治水にしる利水にしても、これは流域全体のことを考えなければならぬから、例えばここで、森林が非常に豊かなところでそれをどう守っていくかという話がいっぱいずっと出てたけれど、そしたら具体的にどうするのかと。そしたら、国交省でやるのは、私もいろいろ関係しているんだけど、例えば水源地ビジョンといったものを大滝についてやるように促進しなさいと。それで地元の振興とかそういうものに役立てるようにしなさいとか、そういうシステムがありますよとかね。いろいろあると思うんだよね。

だから、やっぱり例えば、この流域には今は非常にたくさんのため池がある。ため池は農業用水として使われているんですけども、その運用は評価によって、余り金がかからなくて、それを水位貯留のためのものに兼用するとか、そういうことも可能だというちょっとした施設をつくる。そうすることによって、この 120 ぐらいの支川があるんですが、それが流域を全部網羅しておるんですから、そこから出てくる水で洪水が起こってわけです。だから、そういったものを有効に生かすとか、あるいは将来は休耕田が出てくるとかしたら、それをどういうふうに生かすとか、そういったことによって流域内のいわゆる流域治水という、そういったものをやっていくということが非常に大事です。

遊水地もさることながら、内側から、後ろから攻めてくる水をどういうふう到我々はうまく貯留するかとか、おくらせるかという作戦が非常に大事で、それとともにやっぱり各支川、これはほとんど県が担当されているというか管理されているとか、一部は直轄でやっておられるんだけど、そういうところとの連携によって、支川対策を本当はどうしたらいいのかというようなことについても十分検討してほしいということですね。

それで、たとえ大滝ダムが運用されてきても、今度は、県管理の区間と直轄区間の管理に治水

整備の大きな差があると問題になる。そうすると、その間の大滝ダムの運用をどうするか、操作をどうするかという問題とともに、やはり河川というのは連続しているわけですから、県に対する整備の促進とそういう整備体制方針をきちんと決めてもらうということも非常に大事なんだということですね。

そこらの連携をやらしてもらおうということも書かせていただいて、皆さんに今言ったように全部まとめてお配りする。だから、ちょっと庶務と相談しまして、私が今までの経緯を全部書けと言われても、それは大変なことなから、これは庶務にお願いするとして。それぞれ、例えば勉強会といったものもございまして、皆さんご担当いただいた委員の方々にお願いすると思いますので、またその節はよろしくお願ひしたいと思ひます。それについては庶務と私とが相談させていただいて、だれにお願いするかというのを決めさせて頂きしますので、ご協力願えれば非常にありがたいと思ひております。

それでは、本日は非常に長時間にわたってご審議をいただきましてありがとうございます。

それでは、これで第19回の紀の川流域委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございます。

庶 務

長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。これにて第19回紀の川流域委員会を閉会いたします。お氣をつけてお帰りください。どうもありがとうございました。

〔午後 0時50分 閉会〕